

公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針（日本語） 改正案 新旧対照表
 （傍線部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>I～V（略）</p> <p>VI 情報管理上の留意点</p> <p>検査官等職員は、報告徴収及び検査に関する情報並びに当該国当局から入手した情報を、我が国における<u>行政機関の保有する</u>個人情報の保護に関する法律等の法令、一般的な行政文書の管理に関する規定等に則して、適切に管理するものとする。その際、特に、以下の点に配慮するものとする。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>VII 施行日</p> <p><u>（追加）</u></p> <p>VIII（略）</p>	<p>I～V（略）</p> <p>VI 情報管理上の留意点</p> <p>検査官等職員は、報告徴収及び検査に関する情報並びに当該国当局から入手した情報を、我が国における個人情報の保護に関する法律等の法令、一般的な行政文書の管理に関する規定等に則して、適切に管理するものとする。その際、特に、以下の点に配慮するものとする。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>VII 施行日</p> <p><u>（改正）</u></p> <p><u>本基本指針は、令和4年4月1日から施行し、同日以降予告する（無予告の場合は、立入検査に着手する）検査について適用する。</u></p> <p>VIII（略）</p>